平成20年度 第1回鎌ケ谷市文化財審議会会議録

- 1. 開催日時 平成 20 年 5 月 29 日 (木曜日) 10 時 00 分~12 時 00 分
- 2. 開催場所 市役所 5階 501 会議室
- 3. 出席者
- (1)委員:下津谷委員・小川委員・佐藤委員・石神委員
- (2)市側:長井生涯学習部長・和田文化スポーツ振興課長・犬塚副主幹・三石・後野 欠席者 新山委員
- 4. 開会
- 5.委員長あいさつ
- 6.議題等

会議録署名人について

名簿順の輪番(委員長を除く)で務めることとし、今回の会議録署名人は石神委員が 務めることを確認した。

【報告事項】

(1) 平成19年度文化財保護主要事業について

事務局より資料に沿って報告

委員長:国指定史跡(捕込)の用地の買い上げは国8割負担(補助)というのは続いておりますか。

事務局:はい。続いています。なお、県は財政難を理由に補助率は0%となっております。負担は、国が8割、市が2割です。

委員長:文化財発表会についてですが、次回は野田市ということですが、日程は決 定したのですか。

事務局:発表会は隔年で行っておりますので、次回は平成21年度の秋、11月、 12月頃を予定しております。

(2) 平成20年度文化財保護主要事業について

事務局より資料に沿って報告。

質疑なし

(3) 国史跡下総小金中野牧跡指定地の公有化について

事務局より報告。

今回の買い上げにより、国指定部分に関しては公有化となったが、県指定部分については、民有地として残っている。残っている部分に関しては、将来的には追加指定も視野に入れた検討が必要である。

土地の公有化に関しては、所有権移転登記完了後、支払い事務を済ませ、代金も契 約者に振り込まれている。

委員長:指定地の買上に際し所有者の控除はいくらなのですか。

事務局: 2,000 万円の控除となっています。

委員:(国指定とならなかった)県指定部分の管理は所有者の方の負担ですか。

事務局:現在、県指定地として残っている部分は、住宅、駐車場、アパート通路の

一部、駐車場の舗装敷きとなっておりまして、史跡の形態としてではなく、 筆として残っているという形です。

(4)国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画策定委員会

事務局より報告。

第 1 回は平成 19 年 10 月 30 日に実施。主に捕込の見学、下総小金中野牧跡の概要説明。シンポジウム案、保存管理計画案を提示。

第2回は平成20年1月11日に実施。第1回で示した保存管理計画案の検討事項ということで、案のフレームについて説明。全体フレームとして章立て、項目立ての検討を行う。(内容については、追加資料の「保存管理計画の検討事項について」参照)

第3回は平成20年5月9日に実施。保存管理計画について実際に文章化したものを提示。フレームとしては ~ まであるが、この会議では、<u>保存と管理について</u>までを文章化。主な検討事項となる<u>保存と管理について</u>では、地区区分、保存管理にあたる基本方針を示す。内容を検討し、委員より意見をいただいた(主な指摘事項は、追加資料「保存管理計画案 国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画策定委員会指摘事項」と、文化財審議会資料 に沿って説明)。

今年度は、第6回まで計画。

第 4 回は植栽方針や追加指定について、第 5 回は整備方針や管理体制について検討し、保存管理計画をまとめ、パブリックコメントにかけ、第 6 回で保存管理計画を正式なものとしてまとめあげる予定である。

次回は7月15日に実施予定。第3回の変更事項、これ以降の項目について検討していただく予定であります。

(5)下総小金中野牧跡国指定記念シンポジウム、企画展の実施について 事務局より資料に沿って報告。

(補足)

・その他の関連事業として、NPO法人が主体となり小金原を洒落て名前を付けた という金原亭一門を呼び、『とっこめ寄席』という催し物を開催し、好評を博した。

委員長:シンポジウムの時間が短かく、少々物足りないように思ったが、いかがで すか。

事務局:一般を対象に行うということを主眼におきました。学術的なシンポジウムでは半日、一日ということが有り得るのですが、一般を対象とした場合、おそらくそれは無理で、2 時間が適当ではないかと考え、時間を設定いたしました。限られた時間ですので、より専門性を求めるという部分では、不足感は否めなかったかもしれませんが、今回は周知ということを目的としましたので、一応成功したのではないかと考えています。今後、他の自治体も巻き込んだ中で、シンポジウム等の開催が考えられるわけですが、その際は、学術的にも、もう少し突っ込んだ内容のものを企画していく必要があるだろうと考えております。

(6)その他

事務局より本年度の国庫補助事業の進捗状況及び事業見通し等について報告。

【協議事項】

(1) 牧関係資料の取扱いについて

事務局より説明

事務局: 牧関係資料としましては、4ページ下段と、資料 の 48ページ以降の<u>千葉</u> <u>県教育委員会編「房総の近世牧跡」</u>という報告書の中で、歴史資料・民俗 資料の概観ということで、鎌ケ谷市内所在のものも挙げられています。また、牧の資料として意識されていなかったものとして、追加資料の<u>牧関係資料(追加)</u>があります。旧「まごめ」の座敷の入口に、障泥(あおり)という乗馬の際に武士が使う、泥除けの機能を果たした馬具がございました。これにつきましては、所有者さんも認識はしていなかったのですが、藤崎牧士史料館にも障泥が展示されてまして、こちらは、県指定の文化財になっているということです。

これまで、史跡が国指定になったのですが、関係資料は市指定にもなっていなかったので、史跡の国指定に合わせて、こうした資料を今後市指定とする方向で、市としてしておくべきことについて、ご指導いただきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

委員長:追加資料の<u>牧関係資料(追加)</u>の写真にありますように、先日の展示会でも展示されていましたが、非常に良い物でした。保存状態も良かった。同じようなものが、県の指定になっているということで、鎌ケ谷市もこういったものを、市、あるいは県指定にもっていったほうが良いだろうかと、協議したいということですね。4 ページの下段に記されている資料等について、以前にも出たことがあると思いますが、市の指定をしていくことを視野に入れて、調査、資料の提出をお願いするというということだろうかと思うのですが、この件につきまして、皆さんのご意見はいかがですか。

委 員:幸いにも基本的な資料があるのですから、積極的に国史跡の関連資料で、 指定をしていきたいと思います。最終的に国指定にしたいですね。

委員:昔は、国も県も、とにかく市で指定して、その後県指定、国指定にしていくということを言っていたのですが、最近はあまり言わないようですね。 関連するものは、市や県が指定していなくても、いきなり国指定に指定することも可能なようですが。担当の方の感触としてはいかがですか。

事務局:そこまでの感じは、まだ無いですけれども、一応牧ということでは、国は小金牧と佐倉牧を合わせた下総の牧という形で、手を広げていきたいという意向があるようです。おそらく、次は佐倉牧で国史跡にあがるものがあるのではないかと思われます。そうなった時には、資料の「房総の近世牧跡」の調査の成果が生かされてくるだろうと思います。それは歴史資料、民俗資料ですね。牧を体現化している史跡と、歴史を物語っている歴史資料は、相互補完的な関係にあると思われますので、今後セットで考えていくときに、核となる鎌ケ谷でしっかりと抑えておかなければいけないと考えております。そのときに何も無いというよりは、市の指定があった方が良いと思います。おそらく鎌ケ谷市だけでなく牧全体の歴史資料ということで、国の指定に持っていくようなことになろうかと思います。

委 員:資料館の在り方にも関ってきますね。小金牧の中心はここになる可能性が 高いわけですね。そういう意味でも、積極的にやってもらいたい。

委員長:市内の資料を展示してもらって、市の指定を視野にいれて、まず最初にやっていくべきだと思います。県、国への働きかけを同時にしながら。

委 員:全ての関連資料を見たわけでは無いので、指定された文化財も含めて、この際、全ての資料を見直すということも、必要ではないかと思います。

委員長:追加資料の<u>牧関係資料(追加)</u>の写真の障泥(あおり)については、指定 することについて、所有者さんはどう言っているのですか。

事務局:現在、三橋記念館で保管している状態で、現所有者は捕込の元地主さんの 一人ですが、建物の解体とともに廃棄するところを借り受けました。

委 長:今のところ牧関係の実資料はこれ(障泥)だけですか。

事務局:勢子笠があります。

委員: 粟野や佐津間では、納屋、屋根裏等を調べると出てくるかも知れませんね。

委 員:もう少し資料を集めて、一括で指定できれば良いですね。

事務局:指定になる資料を、体系付けておかないと難しいかなと思います。単発で は難しいので。

委員:一つ指定して、追加するという手もありますね。

委 員:本体が国指定になっているのだから、ある程度まとまれば指定になるので はないでしょうか。

委 員:安房博物館にある房総半島の漁撈用具(国の重要有形民俗文化財の指定を 受けている)は、銚子、浦安、船橋などから集めた資料ですよ。

委員:東葛飾郡の農機具を集めても(国指定に)なりますよ。

委 員:小金牧大絵図は指定できないですか。市の所有ですよね。

委 員:会議資料の牧関係資料一覧に載っているものは、どんどん指定するべきですよ。指定しないと無くなる恐れがありますから。 従来の市史編さんのための資料収集ではなく、違った視点で集めるという 作業をこの1~2年でやるのがよいかと思います。

委員:牧関係の資料は、どんどん抽出しておく必要があるかもしれませんね。市 指定だったら、そんなに時間はかからないのだから、所有者が了承すれば、 金額的な負担もあまりかからないわけですから、そうやって確保しておく ということでよいのではないでしょうか。

委員長:あわせて、国や県にも働きかけを行っておいたほうが良いですね。 まとめると、市は指定に向けて資料の再調査と、台帳整備を進めておいて いただきたいと思います。

> 以上でよろしければ、協議事項はこれで終わりですね。 では、会議を終わります。

【会議終了】

以上会議の経過を記載し、間違いがないことを証するため、次に署名する。

平成20年 月 日

署名人 石神 裕之 旦